

令和7年度 第4回市川市環境審議会 会議録

熊谷会長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第4回市川市環境審議会を開会いたします。まずは事務局から定足数、会議の公開、傍聴についてお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

おはようございます。それでは定足数の確認をさせていただきます。本日の会議の出席状況ですが、まだお見えになってない委員もいらっしゃいますが、現在14名の委員の方にご出席をいただいております。市川市環境審議会条例第6条第2項において、委員の半数以上の出席と定められておりますことから、本日の会議は定足数に達しております。

次に、本日の審議会の公開非公開の取り扱いについてですが、本日の議題には非公開情報は含まれておりませんので、市川市審議会等の会議の公開に関する指針では公開の扱いとなりますが、本日の会議については公開することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。それでは公開することといたします。なお、本日傍聴希望の方はいらっしゃいません。

続きまして、事前にお配りした資料と本日配付させていただいた資料の確認をさせていただきます。

資料 1-1 答申書（写し）

資料 1-2 第二次生物多様性いちかわ戦略

資料 1-3 第二次生物多様性いちかわ戦略 概要版

資料 2-1 市川市地球温暖化対策実行計画

資料 2-2 市川市地球温暖化対策実行計画 概要版

資料 3 二酸化炭素排出量について（2022 年度確報値・2023 年度速報値）

資料 4 住宅省エネ性能情報の普及・伝達に関する制度（案）について

となります。また、本日の審議会の席次表につきましても配付をしております。不足している資料がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後に注意事項となります。本日、複数のマイクを用意しておりますが、同時に複数のマイクの電源が入っていると、スピーカーから雑音が発生する場合がありますので、恐れ入りますが、発言をされる時以外はマイクの電源をお切りいただくようお願いいたします。それでは会長に進行をお戻しいたします。

熊谷会長

ありがとうございます。それでは議事を進めたいと思います。本日は4つの議事がありますが、全て報告ということでございます。まず1つ目です。「第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について」ということで、事務局から資料のご説明をお願いいたします。

事務局（総合環境課課長）

総合環境課長の西倉でございます。よろしくをお願いいたします。

議題1「第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について」お配りしている資料に沿ってご説明いたします。

資料 1-1 をお願いいたします。

前回の審議会では答申案をご審議いただき、委員の方々から頂いたご意見については会長預かりとさせていただきます。

その後、熊谷会長と事務局とで調整を行い、令和8年2月5日に、熊谷会長、西原副会長から田中市長へ「第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について」の答申を手交していただきました。手交した答申の写しが資料 1-1 になります。

それでは、委員の皆様からいただいたご意見を反映した箇所を説明いたします。

1つ目は答申の最後のページ2段落目「しかしながら、～」の段落になります。とくたけ委員より「本市における課題を入れた方が良いのではないか」とのご意見、また、熊谷会長より「本市の課題は答申冒頭の市の状況を記載している箇所に入れた方が良いのではないか」とのご意見をいただきましたので、この2段落目に、「しかしながら、近年は開発による緑地や農地の減少及び地球温暖化によって、生物多様性への影響が懸念されています。」という文章を追記いたしました。

2つ目は、その下、3段落目「これらの～」の段落になります。杉本委員より、「貴重な植物をはじめ『今ある』ものをしっかりと残していく、引き継いでいく、という文言を入れると良いのではないか」とのご意見をいただきましたので、「今ある自然を後世に引き継いでいくため」に修正いたしました。

3つ目は、下の箇条書きの2の2行目になります。とくたけ委員より、「本市に生息、生育する動植物の状況や外来生物対策についての記載も必要ではないか」とのご意見をいただきましたので、その内容を2行目に追記いたしました。

資料1-1については以上になります。

次に、第二次生物多様性いちかわ戦略についてご説明いたします。

資料1-2は戦略の本編、資料1-3は概要版となります。戦略については、1月の第3回環境審議会でもいただいたご意見を踏まえて修正するとともに、事務局で最終的に精査し、軽微な修正をしております。

主な修正内容の1つ目といたしまして、資料1-2 戦略本編の36ページをお願いいたします。

5行目、アライグマの防除に関する記述について、とくたけ委員より「独自に捕獲をする資格を持ち、捕獲・殺処分をしている方が増えている中で、本文および表は市としてのアライグマ対策の取り組みということを明記するとより正確に見えるのではないか」とのご意見をいただきましたので、「2015年度から現在まで『市が』設置したワナにより行われた防除」

に修正いたしました。これにあわせて、その下にあります「表4-3 アライグマの現状」の表の下のコメ印、「千葉県アライグマ防除実施計画に基づき『市が』設置したもの（捕獲ワナは市民からの要請に対し必要に応じて設置）」の注釈を追加いたしました。

次に、主な修正内容の2つ目として50ページをお願いいたします。

杉本委員より「指標の目標値が2030年度までのものということがわかるよう記載すると、より分かりやすくなるのではないか」とのご意見をいただきましたので、いちばん左上、見出しの「2. 3指標」の下に2030年度までの短期目標の文章を追記いたしました。また、これに付随した修正といたしまして51ページをお願いいたします。表真ん中の列の一番上段、現状値の欄に括弧書きで2024年度を追記、また、一番右の列、目標値の欄には、括弧書きで2030年度を追記いたしました。

そして、主な修正内容の3つ目といたしまして、同じく51ページの左から1列目「指標」の欄の上から3つ目③になります。

「③雨水貯留施設・浸透施設の助成件数」について、現状値及び目標値を累計として記載しておりましたが、事務局で再度精査したところ、年次目標でしたので、この欄に記載していた「（累計）」という記載を削除いたしました。

その他の修正点は、文言・文章表現を他の文書・出典との整合を取り、正確さを高めるための修正が主であり、項目も多いことから、ここでの説明は割愛させていただきます。

以上の修正につきましては、資料1-3戦略の概要版にも、同様に反映しております。この内容にて、今月中に市公式ウェブサイトにて公表する予定となっております。

説明は以上となります。

熊谷会長

ありがとうございました。

1つ目の議題が「第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について」ということで、前回、ご審議いただきました意見を踏まえて、答申(案)もご説明いただいたような形で修正をし、先日、西原副会長と田中市長に手交したところでございます。以上の内容について、ご質問などございましたら挙手をお願いいたします。

(意見なし)

ありがとうございます。では次の議事を進めて参ります。

2つ目は「市川市地球温暖化対策実行計画の策定について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（総合環境課長）

総合環境課長の西倉です。議題2「市川市地球温暖化対策実行計画の策定について」ご説明いたします。

市川市地球温暖化対策実行計画については、今年度第1回の環境審議会において、地域の温室効果ガス排出量の削減等の計画である「市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、地域の気候変動適応に関する施策の推進の計画である「市川市気候変動適応計画」、市の事務事業の温室効果ガス排出量の削減等の計画である「市川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用促進の計画である「市川市地域エネルギー計画」の4つの計画を統合し、地球温暖化対策を一体的に進めていく旨をご説明いたしました。

このたび、4つの計画を統合した「市川市地球温暖化対策実行計画」を策定しましたので、ご報告いたします。

資料2-1をお願いします。

こちらは、統合した「市川市地球温暖化対策実行計画」になります。表紙から2枚めくっていただき、目次をお願いいたします。

第1回環境審議会でご説明したとおり、第1章に「計画策定の背景等」として各計画の共通事項である地球温暖化のメカニズムや国内外の地球温暖化対策等の動向を記載し、第2章に「区域施策編」、第3章に「気候変動適応編」、第4章に「事務事業編」として、それぞれの計画に対応する内容を記載しました。なお、統合したこの「市川市地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律における「地方公共団体実行計画」であり、また気候変動適応法における「地域気候変動適応計画」となります。

次に計画の主な更新内容についてご説明いたします。資料 2-2 をお願いします。

こちらは、統合した計画の概要版になります。

8 ページをお願いいたします。

第 1 回環境審議会において、「脱炭素先行地域の内容を記載した方がよい」とのご意見をいただきましたので、8 ページの下に脱炭素先行地域の内容を追加しました。なお、資料 2-1 では 77 ページに追加しています。

資料 2-2 に戻りまして、9 ページをお願いします。

第 1 回環境審議会でご説明したとおり、「2030 年に向けた CO2 排出量 50%削減ロードマップ」をこの計画の概要版に取り込みました。

次に 13 ページをお願いします。

こちら第 1 回環境審議会でご説明したとおり、事務事業編の重点項目について、国の事務事業編に該当する「政府実行計画」に準じた内容に更新しました。なお、資料 2-1 では 106 ページ以降に記載しています。以上が主な更新内容になります。

今回、各計画を統合しましたので、今後は 2030 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 50%削減という目標に向けて、地球温暖化対策を一体的に推進してまいります。以上が議題 2「市川市地球温暖化対策実行計画の策定について」の報告となります。

熊谷会長

ありがとうございました。

市川市の地球温暖化対策に係る様々な事業計画を 1 つに統合して、「市川市地球温暖化対策実行計画」という計画にしたということで、その内容のご説明をいただきました。

ただいまの報告内容について、ご質問などございましたらよろしく願いいたします。

太田委員お願いします。

太田委員

この計画についての内容の修正箇所等は、またどこかのタイミングでお話できる機会がありますでしょうか。

熊谷会長

事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

お答えします。基本的に区域施策編については昨年度策定して、進めているところでありまして、次の2030年の見直しの段階において、また改めてご意見をいただきながら修正点を組み込んでいく必要があると考えております。以上です。

熊谷会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

太田委員

特にこの場は指摘や修正意見を述べる場ではないということでもいいでしょうか。

事務局（総合環境課長）

はい。今回は計画を1つにまとめたという報告になりますので、修正点等のご意見を伺うことは考えておりません。以上です。

熊谷会長

今回は修正点を伺う場ではないとのことですが、計画に何か大きな間違いがあるとか、気になることなどございましたら、どうぞご発言いただければと思います。

太田委員

1点だけお伝えいたします。

資料2-1の61ページにESG投資のコラムを掲載しているのですが、これについては世界的にやめる方向で進んでおり、日本もやめたはずだと認識しております。そのため、この内容は削除したほうが良いのではないかと思います。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局（総合環境課長）

ご意見ありがとうございます。計画の見直しの際にいただいたご意見も踏まえまして、判断させていただきたいと思います。ありがとうございます。

熊谷会長

ありがとうございます。その他何かございますか。

それでは、こちらの議題は終了しまして、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は「二酸化炭素排出量について」です。事務局からご説明お願いいたします。

事務局（総合環境課長）

総合環境課長の西倉でございます。

資料3「二酸化炭素排出量について（2022年度確報値・2023年度速報値）」をお願いいたします。

資料の左上の表をご覧ください。

表には、左から、基準年度である2013年度の排出量、2021年度排出量、真ん中の2022年度は「排出量の確報値」「基準年度に対する増減比」、また「前年度比」そして、一番右側には2023年度の排出量の速報値をお示ししております。

なお、資料では単位が「千tCO₂」と記載していますが、説明上は「kt-CO₂」と読ませていただきます。

2022年度における二酸化炭素排出量は表の真ん中、赤枠で囲った部分であり、部門ごとには、上から民生家庭部門が599.8kt-CO₂、民生業務が355.2kt-CO₂、運輸が455.9kt-CO₂、廃棄物が55.7kt-CO₂、産業が443.4kt-CO₂、合計排出量は1,910.0kt-CO₂となりました。

そして表の一番下の欄にお示したように、基準年度比では、10.1%の減少となりました。

また、ふたつ右の列に目を移していただきますと、こちらは前年度比の増減を示したものですが、合計排出量で見ると2021年度比で2.3%の増加となっております。

次に資料左下の円グラフをご覧ください。

このグラフは本市の二酸化炭素排出量における部門ごとの割合を示したものとなっております。左側の円グラフが基準年度である2013年度、右側の円グラフが2022年度における割合であり、ご覧の通り、本市の二酸化炭素排出量に占める各部門の割合に変化はほとんど見られませんでした。

次に、資料の右上の表をご覧ください。

こちらは2021年度から2022年度にかけての二酸化炭素排出量について、増減要因をまとめたものとなっております。この時期の社会の状況としては、2021年度にコロナ禍から少しずつ経済活動が再開され、2022年度は経済活動がようやく安定してきた時期になります。このような状況の中、2021年度から2022年度の二酸化炭素排出量は、民生家庭部門、運輸部門で増加しております。民生家庭部門、運輸部門の増加については、推計の元となる千葉県全体の電力消費量や自家用車の台数が増加したことが要因となっております。

一方で、民生業務部門、廃棄物部門については、千葉県全体の電力消費量や一般廃棄物焼却量が減少したことで、二酸化炭素排出量も減少しました。また産業部門においては、製造

業のうち食料品、化学工業、鉄鋼業、金属製品の業種からの排出量が減少したことにより、産業部門での二酸化炭素排出量が減少いたしました。

最後に、2023年度の二酸化炭素排出量の速報値についてご説明いたします。

資料3の右下、「【参考】2023年度までの二酸化炭素排出量の推移」の表をご覧ください。

グラフの一番右の2023年度速報値の合計では、1,725.7k t-CO₂となり、2022年度の1,910.0k t-CO₂から減少しています。

まだ速報値の段階ではありますが、2023年度における二酸化炭素排出量は、コロナ禍で経済活動が停滞していて排出量が少なかった2020年度の1,806.9k t-CO₂を下回っております。

今後も、引き続き削減目標の達成に向けて二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。

説明は以上になります。

熊谷会長

ご説明ありがとうございました。

二酸化炭素排出量についてということで、2022年度の確認値と2023年度の速報値についてご説明いただきました。

この報告の内容について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

新井委員お願いします。

新井委員

確認値と速報値についてですが、2023年度の速報値についてはこれから確認値に移行していくかと思えます。

その際に少しでも数値が上がる可能性はあるのでしょうか。それとも大体このぐらいの数値ということでしょうか。

熊谷会長

事務局お願いいたします。

事務局（総合環境課長）

基本的に国の公表を待つことになりますので、数値の増減については非常に読みにくいところがあり、予想が難しい状況です。

以上です。

熊谷会長

ありがとうございます。その他何かございますか。

私から1つよろしいでしょうか。

2030年までに二酸化炭素排出量50%削減を目指すということで、計画的に取り組んでいるところだと思いますが、現状のこの数字を見て、どのような対策をとって50%削減に向けて取り組むのか、現時点での市の考えなどございましたら教えていただければと思います。

事務局（総合環境課課長）

はい。お答えいたします。

次年度の主な取り組みについて、現時点で、太陽光発電や蓄電池をはじめとしたスマートハウスの普及促進事業や電気自動車の導入促進事業を行っております。

また、創エネ・省エネ設備や電気自動車等の設備のさらなる普及を後押ししていく予定となっております。

加えて、昨年度の審議会で、市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定を進める中でも色々とお審議していただいた中で、市民一人一人の取り組みということも重要であり、

市民の行動変容を促す取り組みとして、様々な啓発活動にも重点を置いて実施する必要があると考えております。以上です。

熊谷会長

ありがとうございます。

50%削減を目指すというところで、難しい質問をしてしまったかもしれませんが、来年度の取り組みについて、市としても積極的に取り組んでいくということでご報告いただいたかと思います。ありがとうございます。

他に委員の皆様から何かご質問はございますか。

杉本委員お願いします。

杉本委員

今の数値も良いのですが、2030年度を見据えたときに、今のこの数字の出し方だとしてもタイムラグが発生してしまうと思います。

2025年度が終わりそうなときに、2023年度の数字がもう変えられないとなると、本当はこの2025年度のときに2025年度の大まかな数値がわかるようになっておかないと、計画の最終段階である2029年度、2030年度に、計画の目標達成が難しい状況になってしまい兼ねないのではないかと思います。

一応、今の数字で見るとこのペースでいけば、目標値に対して大体約1,000t-CO₂の削減くらいですので、達成については何とかかなりそうな気もしないでもないです。

ただ、どういう形で排出量の見立てをするかがすごく難しいと思いますが、どこかのタイミングで、2年後の数字で見るのではなくて、1年後の数字でも何となく把握できるとか、或いは今年度の数字も何となく把握できて、来年度に向けて、このままなら目標達成することができそうという確認が少しでも早くなるような工夫があると良いと思います。

私もどういうアイデアがいいかはまだ何も出てきてないのですが、そういう心持ちを今のうちから持っておいたほうがよろしいのではないかという感想を述べさせていただきました。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課課長）

はい。グラフの形にしてみると、多少の増減はあるかと思うのですが、ある程度、減少傾向ということは読み取れるかと思います。

先を見据えた形で、ある程度予測をした中で見えてくるかと思うので、そこを目指して何に取り組んでいくかについては1つの目安になっていくかと考えます。

一方で、昨年度策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中でも、目標値や取り組みの指標を立てていますので、これについて、実態と突き合わせていながら、何を実施する必要があるのか等、見極めつつ進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

熊谷会長

ありがとうございます。1年前の予測を立てて、その数値の予測というのは、どのようなやり方があるのかということも、ご検討いただければと思います。

よろしくお願いします。

太田委員お願いします。

太田委員

資料3を拝見すると、この中で最も二酸化炭素排出量が多いのが民生家庭部門であると思うのですが、具体的にこの数値を減らす対策として、太陽光発電設備の導入という目標があり、そこを見ると、市川市の6世帯に1個ぐらい設置する必要があるという数字があります。

また、給湯器はおそらく2世帯に1個ぐらい設置するという目標値があるかと思います。

しかし、この目標値はとても現実的ではないと思っており、実際、このままいくと全く到達しないと思うのですが、これについては、どのように2030年度に向けて着地するよう検討しているのかを伺います。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課課長）

はい。昨年度の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中でもお示ししたとおり、民生家庭部門ですと施策の数値目標を立てておりますので、それを目指していくのは1つであると思います。

ただ現実的に、今のお話のとおりかなり厳しい面もありますので、今後、これに代わるものが出てくれば、それも含めて検討し、対応していく必要もあるかと思えます。

また、市域外に頼ってしまうところもあるかもしれませんが、市域外の再エネ由来の電力を市内に取り込んでいくなどして対応していく、という考え方もあるかと思えます。

以上でございます。

熊谷会長

ありがとうございます。

新井委員お願いします。

新井委員

資料3の右側の表「2021年度から2022年度の増減要因」についてですが、この民生家庭部門と民生業務部門は、市川市ではなくて、千葉県全体のものですよね。

これについて、他の市ではどのような状況なのか、市川市は一生懸命頑張っているけど、近隣市はどうかなど、比較はしているのでしょうか。

熊谷会長

事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。今お話があったとおり、千葉県の一酸化炭素排出量の全体量は世帯の按分でこちらの数値を出しているのですが、例えば自治体排出量カルテというものが、環境省より公表されております。

これをみますと、本市や近隣の船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市、江戸川区、葛飾区などの自治体について、基準年度から 2022 年度までの一酸化炭素排出量を比較した場合、本市の削減量は 15%となっております。

最も削減率が高いのは松戸市で 23.6%、最も削減率が低いのが浦安市の 12.8%で、7自治体の平均としては 17.8%削減というような状況となっております。

本市の場合は全体の中でも、真ん中ぐらゐの結果になっておりますので、同じような人口の松戸市でも 23.6%削減までいっていますので、市川市も頑張ればここまでいけるのではないかと思います。

ただし、あくまでも県の全体量から出しているものなので、何とも言えない部分もありますが、1つの目安にはなるかと考えております。以上でございます。

熊谷会長

ありがとうございます。

小倉委員お願いします。

小倉委員

1点確認なのですが、今の説明で、県の全体から按分しているので、それはあまりよくないという話は前から申し上げているのですが、今のお話では、按分ではない数値がちゃんと出たということなののでしょうか。

熊谷会長

事務局お願いします。

事務局（総合環境課課長）

お答えします。先ほどのご質問の中では民生家庭部門のところの主でお話があったと思うのですが、先ほど私が回答いたしましたのは、民生家庭部門に限らず、按分したものにさらに業務部門や運輸、産業などの部門全体を加味した結果となります。

ですので、民生家庭部門だけでの比較ではなく、部門全体を見た場合の状況として判断していただければと思います。

小倉委員

何とか民生家庭部門について按分ではない数値を出していくことができるよう、色々ところで求めていかないと先々厳しいと思います。

熊谷会長

ありがとうございます。この審議会でも、市独自の形の算出ができないかということで、ご意見いただいているところであると思っています。

なかなか難しいところではあると思いますが色々ご検討いただければと思います。

よろしく願いいたします。

杉本委員お願いします。

杉本委員

先ほどの太田委員のお話で、私も少々気になる点があります。

2030年度の直前に目標との乖離がさらに明確化されたときに、例えば民生家庭部門がまだいっぱい出していますよというように、犯人探しの様なことが始まってしまう可能性が出てくることを懸念しています。

例えば、私の所属している千葉商科大学は、電気については100%再エネであるため安全圏にすることができますが、再エネ電気を導入していない企業などはもちろんのこと、家庭におけるエネルギーの使い方の場合も、市としては頑張っているのだが、民生家庭部門の排出が減らなかったから目標に達成できなかったというような言い方が成立してしまう可能性が出てくると思います。

その時に、もちろんそれは行政としての頑張りが足りないとなるかもしれませんが、それこそ市議会の方々も市民の皆様の頑張りが足りないですというようなことを、環境政策の観点から言わないといけなくなるかもしれないと思います。

2030年度まであと5年ぐらいあるので、まだ現時点ではその心配をしなくても良いとは思いますが、市民参加ですとか、コミュニケーションの観点から嬉しくない状況が起こる可能性、嬉しくないシナリオみたいなものを想定した上で、太田委員がおっしゃったような、どうやって帳尻を合わせるかということをお考えいただくのが良いのではないかと思います。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

先ほどもお答えいたしました。市民一人一人の行動変容というところが非常に大事だと思っております。

やはり市民に危機感を持っていただき、地球温暖化対策に取り組んでもらうということは非常に大切なことであり、それが1つ1つの結果に繋がってくるように感じておりますので、そういった意味も踏まえて、やはり伝えるということ、今まで以上にやらないといけないと考えております。

以上でございます。

熊谷会長

ありがとうございます。2030年度まではまだもう少し時間がありますが、その間に様々な努力をしないといけないと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、こちらの議題を終了しまして、最後4つ目の議題に移ります。

「住宅省エネ性能情報の普及・伝達に関する制度（案）について」のご説明を事務局からお願いいたします。

事務局（企画調整課課長）

市長公室カーボンニュートラル推進局企画調整課の高濱です。

資料4を用いてご説明いたします。

まず「1.背景」でございます。

昨年、脱炭素先行地域に選定されましたが、これは賃貸集合住宅が多い妙典エリアにおいて、賃貸や戸建てを含めた住宅オーナーに、断熱改修、太陽光発電設備の設置、給湯器・空調機の高性能化などをお願いしていくという取り組みでございます。

これをもって快適・省エネな住環境を整備しようとするものです。

しかし賃貸オーナーの方は、設備投資に二の足を踏むことも多いところでは。

次に「（2）法律」による省エネ性能ラベルについてでございます。

入居希望者に省エネ性能の高い住宅を選択していただくために、新築に関しては省エネ性能ラベル、既存建築物については省エネ部位ラベルが定められております。

新築につきましては、新たに性能評価をいたしまして、星印に該当するような性能を評価します。既存建築物につきましては、改修した部位、例えば、給湯器等の改修した部位にチェックを入れます。

課題として、このラベルがなかなか普及していないことが挙げられます。

そこで「2.目的」でございます。

本制度は事業者と市の役割を定め、住宅の省エネ性能ラベルの普及・伝達を目指すものです。

具体的な内容として2つをご説明します。

1つ目は、市川市環境保全条例施行規則の一部改正です。

現状の市川市環境保全条例では、事業者、市民は二酸化炭素の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講じるよう努めなければならないと規定されています。これに基づき、規則により、必要な措置に関する新たな規定を設けます。

2つ目として、新たな規則に基づく要領を制定いたします。

要領では各主体の役割を定めます。まず販売・仲介事業者にはラベル情報を市に報告していただくとともに、仲介事業者にはラベル情報を伝達していただきます。また、仲介事業者には、ラベル情報を入居希望者、市民の方々に伝えていただきます。市は、ラベル情報を市公式 Web サイト等に公表し、ラベル情報の流通を促進していきます。

最後に「3.効果」であります。図の左上からご説明いたします。

建物の販売者または賃貸のオーナーの方には、国の法律で省エネラベル、省エネ部位ラベルの表示が定められておりますが、本制度ではその情報の伝達に関する規定を設けました。

また、仲介事業者については、ラベル情報を入居希望者に伝達するための規定を設けました。これにより入居希望者の方が入居の際に住宅性能を考慮しやすくなります。そして省エネ性能の高い住宅の需要が高まれば、オーナーの方の断熱の改修に対する投資意欲も高まると期待しております。

最後に本制度ですが、令和7年度中の制定を目指して作業を進め、令和8年度中の適切な時期に施行したいと考えております。

以上でございます。

熊谷会長

ありがとうございました。「住宅省エネ性能情報の普及・伝達に関する制度（案）について」ご説明いただきました。

ただいまのご報告について、ご質問などございましたら挙手をお願いいたします。

杉本委員お願いします。

杉本委員

今日のお話は良いと思っているのですが、これは脱炭素先行地域である妙典エリアの話で考えていらっしゃるのでしょうか。それとも市全体の話でしょうか。

事務局（企画調整課課長）

はい。企画調整課でございます。この制度は市全体を考えております。以上であります。

杉本委員

ありがとうございます。

私も市全体で良いと思っているのですが、そうすると資料4の左下、省エネ性能ラベルは基本的に新築のときには「目安光熱費」の欄に金額が入るので、新しく市川市に引っ越して新築の集合住宅に入居する時であれば、安くなる目安のようなものがあると思います。

しかし、既存改修の場合は、そのような金額を示す欄がないので、そうなるとうちでも市に引っ越してきた際に、このラベルを見せられたとしても、良い建物かもしれないな、くらいの感想で終わってしまい、いわゆる行動経済学的な情報の渡し方として私は足りないと思います。

例えばですけれども、既存改修のラベルで、「高断熱浴槽」とだけ書かれても強い印象を与えられないと思うので、「冬寒くないです」とか「ヒートショック対策が完璧です」とか、

或いは太陽光発電設備についても、設置することによって1年間の電気代が幾らぐらい安くなります、などをアピールすると良いと思います。

また、太陽熱利用の場合はおそらくお湯を沸かす時の話なので、本来はガス代についての情報ラベルが必要になるものと思います。

行動経済学的にはお客さんを誘導するためということになりますが、こうしたラベルをオーナーさん達を作るためのサポート、すなわち補助金ということになりますが、例えば20%は市がサポートしますよというような形をとる必要があると思います。

おそらく、居住者が選ぶときの判断材料が足りてないのだと思います。

例えば、高断熱の浴槽を改修した場合、そこでヒートショック対策ができると聞いたからファミリー層が入居してくれたというような、そういう経験を積んでいってもらわないといけないと思います。

そうすると、今度はオーナーさんの競争が始まるかもしれません。断熱をして、そういう宣伝した方が新しい居住者が入ってくるだろうとか、オーナーさんにとってはあまり嬉しくないかもしれませんが、オーナーさんに他のオーナーと競争してもらうためのサポートを市がするということをすると、それが結果的に居住者の方々にメリットとして伝わることになると思います。

それによって市川市、或いは妙典エリアが選ばれるようになって、そうすると断熱改修をやったほうが良いのではないかと、再エネにしたほうが良いのではないかと、それをちゃんと宣伝したほうが良いのではないかと、これらを行うためにラベルを作るから、市役所に補助金をくださいというような、この動かし方を想定されるのがよろしいのではないかと聞いておりました。

熊谷会長

ありがとうございます。貴重なご意見だったと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（企画調整課課長）

はい。企画調整課でございます。

貴重なご意見ありがとうございます。

この制度を作るにあたり、国にヒアリングをしており、省エネ性能ラベル、省エネ部位ラベルの普及、これの認知度も含めて課題であり、まだまだ浸透していないとお聞きしております。

一方で本制度は市レベルで、ラベルの普及を促していきます。金額を示していくことも重要ですが、まずは国のラベル情報を流通させるための仕組みを考えております。

これをどのように発展させるかにつきましては、制度の運用を踏まえて考えていきたいと思っております。以上であります。

熊谷会長

ありがとうございます。省エネラベルの情報をわかりやすく、市から広く広報するようなことにも取り組まれるのだと思うのですが、そういうことも積極的に進めていただくといいのかなと思いました。

門田委員お願いします。

門田委員

先ほど杉本委員のご質問に対して、これは市全体の話であると回答されたかと思っております。

これについて、妙典地区に限定した話が市全体に広がっていると考えてよろしいのでしょうか。また、環境省の脱炭素先行地域ですが、50億円弱のお金が投入されるわけですが、これは市全体に広がっていると解釈してよろしいのですか。それともラベルに関してだけということでしょうか。

今まで市の方にもお聞きしたのですが、環境省の脱炭素先行地域認定エリアと市全体のエリアは、融合している感じはしなかったのですが、いかがでしょうか。

熊谷会長

事務局お願いいたします。

事務局（企画調整課課長）

委員のご指摘のとおり、これがどこから普及が始まっていくかについては、脱炭素先行地域からではないかなと考えております。脱炭素先行地域から先行して、ラベルが我々に報告され始め、市全体での報告数や周知が広まっていくと考えております。以上であります。

熊谷会長

ありがとうございます。ほどだ委員お願いします。

ほどだ委員

脱炭素先行地域へ50億円の予算がついているというお話でしたけれども、その50億円とこののをどのように使用していくかその内訳を教えてください。

事務局（企画調整課課長）

はい。企画調整課でございます。

総額50億円とのことですが、そこには届かない40億円超の額であり、年度にわけまして、断熱改修、太陽光発電設備など、順次導入していくことになっています。

国の制度は、脱炭素、二酸化炭素排出量の削減が目的で、その中で重きを置かれているのが、太陽光発電設備の設置や、断熱改修であり、計画に基づいて推進していきます。以上であります。

熊谷会長

ほどだ委員お願いします。

ほどだ委員

今のご説明で、断熱であったり、改修に関わってくるということで、先ほどのお話だと、オーナーさんが投資になるというお話だったのですが、ここの資料 2-1「市川市地球温暖化対策実行計画」の 77 ページ、取組事項についての表を見ながら考えていたのですが、例えば省エネの推進の欄の主な内容として「住宅の窓・扉を中心として断熱改修」の項目があり、主たる事業者に「市川市農業協同組合」、そして「給湯設備・空調設備の高効率化」の項目については、主たる事業者に「民間事業者」、これは上下水道の関係だったりすると思うのですが、こういったところに予算が投入されるということでしょうか。

事務局（企画調整課長）

企画調整課でございます。表にある主たる実施者は、例えば民間事業者とあるのは、施工業者というイメージです。

ただ施工するのは、オーナー様の意思決定があつてのものであり、それを施工する実施者がこれらの方々であるという事でございます。以上であります。

熊谷会長

ほどだ委員お願いします。

ほどだ委員

妙典地区はもともと農業をやっていたため農協さんとの繋がりがあつて、この地域だったということだと思ふのですけれども、オーナーが施工することを決定する、その施工を民間業者に頼む、民間業者が施工するにあたりこの 50 億円のうちの予算が投入されるということは、オーナーさんの出す投資額というものは、そこに助成が入るといふような認識でよろしいでしょうか。

事務局（企画調整課長）

はい。さようでございます。

熊谷会長

ほどだ委員お願いします。

ほどだ委員

分かりました。他の取り組みの例に関しても、創エネの推進の場合は主たる実施者であるいちかわクリーンエネルギー株式会社など諸々のエネルギー関連事業者、民間事業者、地域新電力会社に50億円の予算が助成という形で投入されるという認識で合っていますでしょうか。

熊谷会長

事務局お願いします。

事務局（企画調整課長）

はい。この全ての取り組みにおいて、お金を出す意思決定をされる方というのは別にいらして、それはやるよと言った方が施工業者を使って工事をされるというイメージです。先ほどご指摘のとおり、その補助金はそのオーナーの方、意思決定をされた方に還元されます。以上であります。

ほどだ委員

はい。わかりました。この妙典地区で賃貸住宅を持ってらっしゃるオーナーさんはお得に施工できるという認識だと理解いたしましたので結構でございます。

熊谷会長

ありがとうございます。

山中委員お願いします。

山中委員

そもそも、オーナーさんに改修をさせて、オーナーさんが得するような制度では全くないと思っております。

オーナーさんは、当然、改修をすると、改修費用の他に、固定資産税がかかるということになりますので、都市計画税を減免するとか、そういうことをやらないとおそらく普及はしないのだろうと思います。

根本的にこれを進めるには、市税の減免措置を何か特典としてオーナーに与えていくしか私はないと思います。

せっかくこのような審議会があり、市議会議員の方もいらっしゃるのだから、市全体としてランドデザインをしないと、こういうものは普及しないだろうと思います。

その辺りはぜひ考えていただきたいと思います。

熊谷会長

ありがとうございます。企画調整課から何かございますか。

事務局（企画調整課長）

ありがとうございます。貴重なご意見として、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

熊谷会長

ありがとうございます。

道下委員お願いします。

道下委員

山中委員がおっしゃったように、オーナーさんの負担が大きいことだけが、気になるのですが省エネ性能ラベルとは、賃貸物件等の広告の際に適用されるもので、賃貸物件そのものに省エネ性能ラベルが表示されれば、どうかと思うのですが、例えば〇〇ハウスの横に省エネ性能ラベルがあればこの賃貸物件は、省エネを考えた物件であるというのが、一目でわかり、他のオーナーさんにもアピールできるのではないかと思います。

誰でもわかる見える化は、大切だと思います。

今後はそういったものも検討して頂くと良いと思います。よろしく願いいたします。

熊谷会長

企画調整課から何かございますか。

事務局（企画調整課長）

ありがとうございます。そのような形を目指して参りたいと思います。

熊谷会長

ありがとうございます。その他ご意見、ご質問ございますでしょうか。

門田委員お願いします。

門田委員

資料4の「1. 背景」の「(2) 法律：省エネ性能ラベル」について疑問があるのですが、ここに「建物の販売者・賃貸オーナー等が」という記載があるのですが、これは賃貸オーナーだけでなく、新築建物のオーナーでも可という意味の「等」という表現なのでしょうか。

事務局（企画調整課長）

「等」があることについて、建物を販売する方と、建物を所有されている方という意味です。中でも中心になるのが販売者・賃貸オーナーです。以上であります。

門田委員

賃貸を主体に考えているということですね。新築は含まないということでしょうか。

事務局（企画調整課長）

資料にございます通り、賃貸を含む新築につきましては省エネ性能ラベルが流通し、既存の賃貸では省エネ部位ラベルが流通します。

門田委員

はい。わかりました。新築でも賃貸のオーナーさんが新築する場合も適用されるということでしょうか。

熊谷会長

事務局お願いいたします。

事務局（企画調整課長）

はい。新築時であれば省エネラベルが提示されます。

門田委員

はい。ありがとうございました。

熊谷会長

ありがとうございます。

久野委員お願いします。

久野委員

新築の省エネ性能レベルについてですが、市内には既に太陽光発電設備を載せてらっしゃるお宅も結構あると思います。

とても多くではないにしても、最近建った家を見ると結構載せているお宅も見受けられるので、既に建ってしまっている住宅にもこのようなラベルを配布して、この家は省エネに配慮した家ですよということを見える化していくことで、既にあるところも活用して皆さんに分かるようにしていくこともご検討いただきたいと思います。

これから新しく建つところと、改修したところだけではなく、既に今ある市内の省エネに配慮したお宅にも配布していただけると、宣伝になるのではないかと思います。

事務局（企画調整課長）

企画調整課でございます。おっしゃる通りでして、特に既存賃貸住宅のオーナー様におかれましては、例えば、もう既に二重窓であるにもかかわらず、まずラベルを知らない。これがアピールになる制度があるということを知らないという方も多数いらっしゃいます。そういった賃貸オーナーにおかれましては、まずお知らせをして、これを活用していただくということもあわせて実施して参りたいと思います。以上であります。

熊谷会長

ありがとうございます。省エネ性能情報の普及・伝達について、市としての仕組みや制度を作り、普及していこうというところですが、今も様々なご意見ありましたので、今日の審議会の意見を踏まえて、今後の取り組みをご検討いただければと思います。

それでは4つ目の議題も終了いたします。

以上をもちまして、本日の予定はすべて終了いたしましたので、本日の市川市環境審議会を閉会いたします。

今年度も、委員の皆様からご協力をいただきまして、全4回の審議会を無事に執り行うことができました。ありがとうございました。